

日本海・九州西広域漁業調整委員会
第22回九州西部会議事録

平成24年11月30日

水産庁

九州漁業調整事務所

日本海・九州西広域漁業調整委員会 第22回九州西部会

1. 日時

平成24年11月30日(金) 10:00～

2. 場所

航空会館 702, 703会議室 (東京都港区新橋東京都港区新橋1丁目18番1号)

3. 出席委員等

(1) 委員

【部会長】

学識経験者 橋本 明彦

【道府県海区互選委員】

山口県 上野 知昭
佐賀県 杠 学
長崎県 大久保 照享
熊本県 福田 靖
鹿児島県 野村 義也
沖縄県 山川 義昭

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 森脇 寛
漁業者代表 野村 俊郎
漁業者代表 伊藤 保夫
漁業者代表 中川 善文
漁業者代表 濱村 尚登
漁業者代表 川越 一男
学識経験者 清野 聡子

4. 臨席者

山口県水産振興課
福岡県海区漁業調整委員会事務局
佐賀県海区漁業調整委員会事務局
長崎県資源管理課
熊本県海区漁業調整委員会事務局
鹿児島県水産振興課
沖縄県水産課
北海道機船漁業協同組合連合会
長崎県トラフグ資源管理漁業者協議会
長崎県有明海ガザミ資源管理漁業者協議会
〃
長崎県漁業協同組合連合会
熊本県漁業協同組合連合会
鹿児島県漁連総務指導室漁政対策課

主任技師
参事補佐
主査
課長補佐
主任技師
主事
主任技師
専務理事
会長
会長
事務局
指導課長
指導部長
課長

岡本 悟
吉田 幹英
野田 豊
平野 聖治
宗 達郎
福元 不同
七條 祐蔵
柳川 延之
内田 要市
新宮 隆喜
彌永 晃
松浦 洋一郎
松高 博
久保 賢明

(社) 全国豊かな海づくり推進協会
 海洋土木株式会社
 株式会社水産経済新聞社
 独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所
 独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所
 〃
 〃
 独立行政法人水産総合研究センター
 内閣府沖縄総合事務局農林水産部
 水産庁資源管理部管理課
 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室
 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班
 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室沿岸資源管理推進班
 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室広域資源管理推進班
 〃
 〃
 水産庁増殖推進部漁場資源課沿岸資源班
 水産庁北海道漁業調整事務所
 〃 資源課
 水産庁新潟漁業調整事務所
 〃 資源課
 〃
 水産庁境港漁業調整事務所
 〃 資源課
 〃
 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所資源課
 〃
 水産庁九州漁業調整事務所
 〃 沖合課
 〃
 〃 資源課

専務理事 市村 隆紀
 記者 鉢木 和三
 増養殖部長 八田 大輔
 資源生産部長 藤井 徹生
 亜熱帯研究センター 首藤 宏幸
 亜熱帯生物資源グループ長 青沼 佳方
 研究開発コーディネーター 八吹 圭三
 林務水産課長 白勢 隼人
 課長 熊谷 徹
 室長 保科 正樹
 指導係長 玉城 哲平
 課長補佐 高橋 清輝
 課長補佐 鏑木 健志
 計画係長 佐々木 剛
 企画調整係 横尾 俊博
 課長補佐 新村 耕太
 漁業監督指導官 伊藤 正輝
 許可係長 佐藤 純一
 所長 中田 一郎
 課長 永井 周
 資源管理計画官 佐藤 哲也
 所長 竹葉 有記
 課長 成澤 行人
 資源管理計画官 黒田 博之
 課長 平松 大介
 資源管理係長 西川 栄一
 所長 丹羽 行
 課長 島崎 織人
 資源管理計画官 佐藤 英雄
 資源管理係長 藤尾 竜太

5. 議題

- (1) 水産資源の状況について
 - ①九州・山口北西海域トラフグ
 - ②南西諸島海域マチ類
 - ③有明海ガザミ
- (2) 広域資源管理の取組状況について
 - ①九州・山口北西海域トラフグ
 - ②南西諸島海域マチ類
 - ③有明海ガザミ
- (3) 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針の変更について
- (4) その他

6. 議事内容

開 会

○事務局（佐藤）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから日本海・九州西広域漁業調整委員会第22回九州西部会を開催いたします。

本日は農林水産大臣選任委員のうち、潮田道夫委員、田中猛委員、海区互選委員のうち山田真知子委員が事情やむを得ずご欠席されておりますが、委員定数の17名のうち、定足数である過半数を超える14名の委員のご出席を賜っておりますので、日本海・九州西広域漁業調整委員会九州西部会事務規程第5条に基づき、本日の部会は成立していることをご報告いたします。

また、本部会の事務局において7月4日付の人事異動により、当事務所長が福田より丹羽にかわりましたので、お知らせいたします。

それでは、議事進行を橋下部長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○橋本部長

おはようございます。委員の皆様方には年末も近づく忙しい時期にご参集いただき、この九州西部会に出席いただき、ありがとうございます。

最初に、3名の海区互選委員の交代がございましたので、ご報告がてらご紹介いたしたいと思います。福岡県の中園明信委員が退任され、後任の委員に山田真知子委員、本日ご欠席のようですが。それから、佐賀県の谷雄策委員が退任され、後任の委員に杠学委員、沖縄県の桃原仁一委員が退任され、後任の委員に山川義昭委員が、それぞれ選任されております。

恐縮ではございますけれども、本日ご出席いただいている杠委員、山川委員より、今ごあいさつをいただきましたけれども、一言ずつごあいさつをいただけたらと思います。

杠委員、よろしく願いいたします。

○杠委員

今回初めて委員になりました杠と申します。海区の漁業調整委員会の委員を今回初めて授かったんですが、それにあわせて、この会の委員をすることになりました。よろしく願いしたいと思います。

○橋本部長

それでは、山川委員、よろしくお願いいたします。

○山川委員

私は海区調整委員をやって、4期17年目に入るんですけども、今回初めて互選で会長に任命されました。漁業者の代表ということで、今まで学識経験者が会長を務められたことが多かったんですけども、今回初めて漁業者代表ということで選任させていただきました。

何年やっても調整委員会は毎日が勉強の連続ではあるんですけども、今後とも先輩の皆さんのご指導を受けながら、調整委員会会長としてやっていきたいと思います。あわせて、去る18、19日に、沖縄県で豊かな海づくり大会が大成功のうちに終わりました。そういうことで、関係する皆さんに非常にお世話になりまして、ありがとうございました。

○橋本部長

ありがとうございました。

本日は水産庁から、熊谷管理課長、保科管理課資源管理推進室長、また、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所から藤井増養殖部長、西海区水産研究所から首藤資源生産部長、青沼亜熱帯研究センターグループ長、ほか多数の方が出席されております。

それでは、議題に入ります前に配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局（佐藤）

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の部会の議事次第、委員名簿、配席図——配席図におきましては机の配置の関係により若干ずれております。それから、出席者名簿。本日の部会でご説明させていただく資料が、資料1、資料2-1-1、2-1-2、2-1-3、資料2-2-1、2-2-2、資料2-3-1、2-3-2、それから、資料3-1、3-2でございます。

配付している資料は以上となっておりますけれども、不足等がございましたら事務局のほうまでお申し出ください。よろしくお願いいたします。

○橋本部長

ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきますが、後日まとめられます本部会の議事録の署名人を恒例によりまして選出しておく必要がございます。本部会の事務規程第11条により、僭越ではございますが、部会長の私から指名させていただきます。

海区互選委員からは大久保委員、農林水産大臣選任委員からは川越委員、このお二方に本日の部会に係る議事録署名人をお願いいたします。どうぞ、お二人の委員の方、よろしくお願いいたします。

します。

それでは、議題1の水産資源の状況についてに入りたいと思います。本部会に関係いたします広域資源管理を実施している九州・山口北西海域におけるトラフグについて、それから、南西諸島海域におけるマチ類について、それから、有明海におけるガザミについて、それぞれ独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所、それから西海区水産研究所担当の方からご説明をいただくことにしております。どうぞよろしく願いいたします。

初めに九州・山口北西海域におけるトラフグについて、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所の藤井増養殖部長からご説明をお願いします。よろしく願いいたします。

○藤井部長

おはようございます。瀬戸内海区水産研究所の藤井です。トラフグの資源状態につきまして説明させていただきます。

水産庁の資源評価事業の中でトラフグの資源評価を行っているわけですが、お手元の資料の2ページの地図にありますけれども、九州・山口北西海域に分布しますトラフグといいますのは、大きく見ますと日本海、瀬戸内海、東シナ海で一つの群れをなしているというふうに考えられております。資源評価もその単位で行われております。例えば、瀬戸内海にも産卵場がありますが、瀬戸内海で生まれたトラフグは、1歳の冬あるいは当歳の冬ぐらいで関門海峡を通過して、東シナ海の方に出てまいります。

そして、その海域で漁獲対象となり、また成熟するころには、瀬戸内海に帰っていくという生態を持っております。ですから、九州・山口北西海域で漁獲されているトラフグは、瀬戸内海で生まれたものも漁獲の対象になっているというところでありまして。

漁獲の動向ですけれども、これは農林統計のような長期の継続的な漁獲量データがありませんために、長期の漁獲の動向といいますのは、下関唐戸魚市場における取扱量というものをを用いております。これを見ますと、1971年から1993年は610トンから1,727トンという範囲で推移していたものが、1994年あたりから急減しまして、近年は2ページの左下のほうの図にありますように、100トンから300トンくらいのあたりで低迷が続いております。

資源評価の方法ですけれども、いわゆる資源計算、コホート解析というオーソドックスな手法を用いております。昨年度までは、漁獲されましたトラフグの全長組成のヒストグラムを正規分布に分解するという方法で年齢別の漁獲尾数を出していたんですけれども、本年度より成長と全長の関係を使いましたAge-length keyというものを使って、年齢別漁獲尾数を出すようにしています。これによって、計算の精度は随分上がったと考えております。

それで、実際海の中にどれだけトラフグがいるかという資源量というものを推定するわけなんですけれど、近年で見ますと大体800トンから1,000トンくらいの間で推移しているというところなんです。近年では2006年が一番多くて1,043トンあったのですが、2011年は少しずつ減ってきました。2011年では866トンであるというふうに推定されております。この資源評価の単位にしています系群の中での漁獲量が2011年で266トンありますので、大体海の中にいるトラフグの30%くらいが漁獲されているという計算になります。

ただ、3ページが一番左上の図を見ていただければ、わかりやすいんですけど、2006年をピークに資源量というのはじわじわと減ってまいっております。その下にあります漁獲割合、海の中のトラフグのうちどれくらい漁獲されているかという割合も、少しずつ減ってきてはいるのです。だから、漁獲圧も下がってきてはいる状態ではあるんですけど、それでも資源量は減ってきているという状態です。

特に、2006年以降再生産成功率、この資料の中でR P Sという表現になってはいますが、親魚あたりの次の世代の漁獲への加入尾数というのが、非常に下がってきているというところなんです。親がいても子供が来ないという資源としては、非常によろしくない状況に今、陥っています。資源水準は低位、動向は減少というところでもあります。

この状況を何とか打破するために、種苗放流が行われておまして、この系群の中で、毎年200万尾くらい放流されているんです。現在、漁獲されているトラフグのうち27%くらいは放流されたトラフグであると、そして、放流されたトラフグのうち11%くらいは資源に環流していると推定されております。

まとめになります。繰り返しのようになりますが、この海域のトラフグは資源水準は低位、動向は減少であります。今の状況は少しずつ漁獲圧は下がってきてはいるんですけど、現状の漁獲と毎年200万尾程度の種苗放流を継続しても、資源量は少しずつ減っていくというふうに推定されてはいます。特に、親魚がいても子供が来ない、再生産成功率が低下してきているということが大きな問題で、この原因がまだよくわからないんですけど、例えば成育場にある干潟の環境悪化であるとか、少し水温の上昇なんかで、トラフグの生息環境が悪化しているのではないかというふうなことも考えられております。

最後に、今後どうすべきかなんですけども、一つは種苗放流がさかんに行われているんですけど、まだまだ放流する種苗の質がよくないとか、本来の成育場ではない、環境のよくないところに放流されている例もあるということで、放流種苗がちゃんと生き残れるような元気な種苗をいい場所に放せるような、そういうことを進めていくというのが一つ大事だと思います。

それから、当歳魚ですね、小さくて商品価値が余りないうちにたくさんとられてしまって、大人になれないという現実もありますので、当歳魚をとらない、とれても再放流して大きくなるのを待つというふうな取り組みも重要かと思います。

こういうふうな取り組みを組み合わせる行っていないことには、現在の状況を打破できないのではないかとこのところでもあります。

以上です。

○橋本部長

ありがとうございます。ご質問等については、資源状況の説明がすべて終わった後にまとめて行いたいと思います。

続きまして南西諸島海域におけるマチ類について、水産総合研究センター西海区水産研究所亜熱帯管理グループの青沼グループ長からご説明をお願いしたいと思います。

○青沼グループ長

亜熱帯の青沼でございます。マチ類についてご説明いたします。

まず、本日マチの資源状況について説明する前に、水産庁の資源評価の中でマチ類というのが、どのような位置づけにあるかということをご説明いたします。

マチ類の資源評価というのがスタートしたのは、他の資源評価の中の魚種から見て、大幅におくれておまして、平成16年から始まりました。そのため、他の種と比べて資源評価用に使うようないろんなデータが十分に集まっていないというのが、現状でございます。したがって、資源評価の中ではルール2-2と申しまして、つまり、非TAC種でさらに資源量の推定やABCの算定を行わなくてもよい種として位置づけられているというのが、マチ類の資源評価でございます。しかし、マチ類は資源評価事業が開始したと同時に、資源回復計画もスタートしたために、資源量を客観的に判断していかななくてはならないということで、数年前から補足的にはありますが、資源量の計算も行っております。

ただし、先に述べましたとおりに、データ量が圧倒的に不足しているために、TAC対象種などと比べまして、いわゆる資源量などの精度というのが余り高くないというのが現在のところの現状でございます。したがって、資源評価事業の中では資源量の計算というのは補足的に、あくまでも補足的に扱って資源の動向を判断する上での参考としております。

さて、資源の状況でございますが、お手元に資源評価のダイジェスト版、このカラーのやつですが、この2ページと、それから補足資料といたしまして、マチ類は4種類ありますので、6ページから9ページまで白黒の資源の動向を判断するための資料をつけさせていただきました。

まず、マチ類の資源の水準でございますが、このカラーのダイジェスト版の下から2段目のグラフでございます。これは、1960年から鹿児島県中央卸売市場に水揚げされたマチ類4種の水揚げ量の経年変化を示したものでございます。大体1970年代には、1,100トンぐらい前後で水揚げ量が推移していたのでございますが、2011年にはおよそその7分の1から8分の1ぐらいまで減少いたしまして、2011年は156トンまで減少しております。

ただし、この間にマチ類の漁業経営体の数というのがおよそ半分ぐらいに減少しているというようなことから、漁獲量が7分の1、8分の1になったから、資源量が7分の1、8分の1になったかという、必ずしもそうではないということではございますが、その辺を考慮しても十分に減少が著しい。したがって、マチ類の資源量の水準は低位であるというように現在のところ判断しております。

次に各種の動向でございますが、まずダイジェスト版4ページ目の一番下のグラフ、及び4ページ、5ページが一番上の2つのグラフ、これが各種の漁獲量でございます。それから、5ページ中段の4つのグラフ、これは沖縄県の石垣島八重山漁協に所属するマチ船、マチ専用の船ですが、マチ船の各種の総漁獲量とC P U Eを示したものでございます。

それから補足資料でございますが、6ページから9ページまでの補足資料でございますが、左上が沖縄県漁連に水揚げされます大型船の漁獲量とC P U E、それから上段の右側は八重山のマチ船のC P U Eと大型船のC P U Eの相乗平均を示したものの、それから左下は漁獲物の年齢構成、そして右下はこれらをもとに補足的に計算いたしました資源量と漁獲割合を示しているものでございます。

なお、ダイジェスト版のほうに載せてあります漁獲量でございますが、アオダイとハマダイは鹿児島県と沖縄県の合計漁獲量でございますが、ヒメダイとオオヒメは鹿児島県の一部の漁獲量が近年までこの2種類を区別していなかったということもありまして、沖縄県の漁獲量のみを載せております。

では、簡単に4種類の資源の動向というものをご説明いたします。まず、アオダイでございますが、近年5年間の漁獲量それからC P U Eの相乗平均及び資源量がほぼ安定しております。ということで、これは横ばい状態であろうというように判断いたしました。それから、ヒメダイでございますが、漁獲量はほぼ横ばいであるんですが、C P U Eそれから資源量、補足的に計算した資源量は増加傾向にあるということで、動向は緩やかな増加傾向を示しているというように判断しました。オオヒメに関しましては、資源量が近年減少傾向を示しておりますが、漁獲量やC P U Eの相乗平均は近年安定しているということで、横ばいであろうというふうに判断いたして

おります。それから、ハマダイに関しましては、2011年は漁獲量、CPU Eは若干減少いたしましたが、近年5年間総じて見ると増加傾向にあるため、動向は増加というふうに判断しております。

資源管理の方策といたしまして、2010年より保護区を18区から4区増設いたしまして、合計22区で資源の保護を行っております。また、漁獲サイズ規制も実施しております。若齢魚の漁獲圧を下げる方策も実施しています。これに関しましては、補足資料の右下の図でございますが、年齢別漁獲尾数の中で0歳魚から1歳魚、いわゆる若齢の魚ですが、この漁獲量が大きく減少していることから、忠実に実行されているのではないかと考えております。また、特に沖縄県にあります沖ノ中ノソネというところの保護区でございますが、沖縄県の所属船に関しましては、漁船の入域回数制限というものを行っております。この制限を他県船にも実施しようということで、現在調整をしているところでございます。

以上でございます。

○橋本部部长

ありがとうございます。それでは、資源の状況の説明の最後に、有明海におけるガザミにつきまして、水産総合研究センター西海区水産研究所の首藤資源生産部長にご説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○首藤部長

西海区水産研究所の首藤です。有明海のガザミについて説明させていただきます。

有明海のガザミについては、資源評価調査事業の中では資源評価の対象種とはなっておりませんので、括弧で書いたように資源動向調査の対象ということで、資源状況についてはまだまだ不明な点が多く残されています。

その動向の説明に入る前に、1番で書きましたけれども、ガザミの有明海の生物学的特性について簡単に触れたいと思います。まず、寿命は雄で2歳、雌で3歳というふうに考えられています。初めて成熟するのは、全甲幅長で熊本の例ですけれども11.4から12.0センチ、このサイズになると交尾が可能になります。それから、実際に産卵するのは、15.0センチ、1年弱の個体で始まると考えられています。産卵期は大体5月から10月にかけて最大3回程度、春それから夏、少数は秋に産卵するというふうに考えられています。ただその盛期というのは5月下旬から7月上旬であるというふうに思われます。

図1に熊本県の市場調査によるガザミ雌個体の卵色状況の推移を示してあります。黄色の卵というのは、皆さんご存じかもしれませんが、まだ産卵して間もない卵。それが、黒になると孵化

直前の卵ということになります。このグラフからも、大体6月前半が、6月、7月が盛期でありまして、9月の後半にもまだ産卵する個体がいるということが見てとれます。

成長については、表1に簡単に示してみました。春生まれ、大体5月くらいに生まれるんですけども、1センチぐらいで生まれた個体が10月には15センチぐらいになって交尾をします。その後、越冬をしてちょっと深みに行くんですけども、翌春の5月に産卵を開始するというのが、春生まれの特徴です。2歳の10月ぐらいになると25.5センチになる個体も見られます。

一方、夏生まれ、7月、8月に生まれた個体は、11月ぐらいになると越冬をして深みにいきますけれども、翌春から初夏にかけて交尾可能なサイズに成長しまして、産卵するというような成長の概要です。

これ自身も、なかなかいろんなところから情報をとってまとめてきたものですので、必ずしもこのとおりというわけでもないというふうに思われます。

それから、ガザミというのは浮遊幼生を出すんですけども、ゾエアあるいはメガロパといったような浮遊幼生を出すんですけども、その浮いて漂っている期間が約1カ月で、5月から6月、あるいは秋にかけて干潟域に着底して稚ガニになります。

移動については、これもよくわかってはいないんですけども、少数例ですけども標識調査をした例では、有明の湾奥部で標識した個体が湾中央部、あるいは橘湾のほうに移動したという報告例があります。成長に伴う移動について、詳細は不明が多いのですが、大ざっぱにもう一回まとめてみますと、春生まれの幼生については5月から6月に干潟に着底する。成長とともにやや深みに移動して、秋口になると交尾をします。その後、越冬のためにより深いところに行って越冬して、産卵のために翌春になるとやや浅いほうにまた戻ってきて、そこで産卵してその幼生が干潟に着底するというサイクルを繰り返すというふうに考えられます。

11ページに移っていただいて、漁業の特徴ですけども、漁法と漁期について図2に、これは水産庁のホームページからとってきたものですが、ガザミの漁法別漁場分布図を示しております。有明海では刺し網がメインな漁法なんですけれども、福岡県では5月から11月、佐賀県では5月から12月、長崎県では6月から11月、熊本県では7月から10月に漁が行われます。その他にも、かご網、たもすくい網、小型底びき網といった漁法で漁獲されます。この図を見ていただくとおわかりになると思いますけれども、各県の漁場、かなり重複が見られるということです。

ついで漁獲量については図3に示してあります。県別に見ると、上から3つ目、4つ目に書いた佐賀県、長崎県の漁獲量が多いことがわかります。ただ近年については、非常に資源量も少なく、それほど大きな違いはないように感じられます。有明海全体、一番上のグラフに示してあ

りますけれども、グラフを見ると、非常にガザミは年変動が大きくて、なかなか予想がつかないんですけども、過去35年間の例でいうと、1985年が1,781トンでもっとも漁獲量が多かった。その後、減少しながら2000年になると過去最低の142トンにまで落ち込みます。その後、2002年に338トンにまで回復するんですけども、その後、また減少して、近年は200トン前後で推移しています。ちなみに、2009年、わかっている最新年では176トン、有明海全体で176トンということになっています。

次に3番の資源の状態ですけれども、年変動が激しくて、その判断は難しいんですけども、過去35年間の漁獲量から判断しますと、資源水準は低位であり、過去5年間の漁獲量から判断した資源動向は横ばいというふうに考えられます。

資源評価の対象種ではないんですけども、資源評価を今後する上での課題ということでは、一番の問題は漁獲量の把握が不十分であるということです。4番に移って来ますけれども、ガザミは遊漁あるいは漁協を通さない自主流通がかなりの量あるというふうに考えられておきまして、漁獲量自体を正確に把握することが難しいということが上げられます。2番目としては、甲殻類全般ですけれども、脱皮を行うので、年齢形質がないということです。外部からはわからないということで、成長が正確に把握できないということです。それから、もちろん脱皮を行いますから、外部標識という有効なものがないので、その移動などについてもよくわからないということになります。また、1カ月弱の浮遊幼生期間があるわけですけれども、それを含めた生活史がまだまだわかっていないということが上げられます。さらに、4番目としては、環境の変化と資源量の関係というのがよくわかっておりませんで、有明海はご存じのようにいろいろ環境の悪化あるいは環境の変動が激しいところなんですけれども、そういうことでガザミの資源変動要因の把握あるいは資源量の予測が難しいということが上げられると思います。

以上です。

○橋本部会長

ありがとうございました。ただいま3つの魚種、トラフグとマチ類とガザミについて資源状況等の説明をいただきました。これら3つの魚種の資源状況の説明について、ご質問等あれば承りたいと思いますが、何かございますか。

清野委員、どうぞ。

○清野委員

トラフグについて生態的なことも含めて教えていただきたいのですが、トラフグはご存じのように非常に地域経済にも周辺含めて大きく影響がございまして、これの動向が厳しいということ

は、かなり沿岸地域で懸念しております。それで、産卵海域とそれから養魚が成長する海域の環境について、もうちょっと詳しく教えていただけたらと思うんです。

といたしますのは、幾つか産卵海域として知られているところで、他産業の活動、具体的に言うと海砂利採取ですけれども、それによって濁度が上がるだとか、いろいろその影響があるんじゃないかということを漁業者の方が懸念されております。そういったときに、今、沿岸各県で長崎県とか佐賀県とか、環境影響の検討をやっておりまして、その際に漁業の側からもうちょっとその重要性が出てくると、また他産業との調整において濁砂を出さない政策をもっと強めるとか、産業そのものを変えるということは難しいかもしれないけれど、環境対策を強化するように要請する十分な根拠にはなると思うんです。そのあたりについて、幾つか浅海域とか干潟とか、あと潮流の早いところについての情報がありましたら、教えていただけたらと思います。特に、干潟の話がきょうご紹介ありましたので、そのあたりも教えてください。

○橋本部長

何かございますか。

○藤井部長

トラフグの産卵場についてですが、トラフグの稚魚が育つのは干潟なんですけど、必ずしも親が干潟に行って産卵しているわけではなくて、干潟より少し離れたところの比較的底が泥というよりも砂で潮通しのいいようなところに産卵するようです。それで、産卵所というのはすごく広い範囲でばらばらと産むのではなくて、かなりピンポイント、狭い範囲に集中して産卵することが知られております。

卵はヒラメやカレイの仲間の大半は、海産魚のほとんど卵は、海中を漂って流されるのですが、トラフグの場合は粘着性のある沈む卵を産みますので、砂の中に卵が隠れるような形で孵化を待つというふうなことになります。ですから、非常に狭い範囲でそういう産卵の仕方をしますので、産卵前後にそのところで突然何かが起こって、砂地が泥をかぶってしまうと、そういうことが起こりますとかなり致命的なことになります。

今のところ、そういうピンポイントでトラフグの産卵所がわかっているのは、石川県七尾湾、それから三重県伊勢湾港のあたり、このあたりでは毎年この場所に行くとトラフグの産んだ卵が採取されるという場所がありますけど、有明海それから関門海峡周辺はまだ、恐らく同じような生態ではあろうとは言われておりますけれど、ここという場所までは特定されていないというふうに、私の理解ではそうなっています。

ですから、そういう場所をしっかりと押さえて、この時期、この場所、こういう環境を保たな

ければならないという提言がしっかりできれば、トラフグの再生産ですね、子供をたくさん残してくれるような、そういうところにつながるのではないかとこのように考えております。

○橋本部長

よろしいですか、清野委員。

○清野委員

その情報すごく重要で多分伊勢湾は結構ノリ、フグとかも含めて、成績がよいし、かなり定着がしてきていると思います。それで、あそこも航路しゅんせつで中山水道のしゅんせつとかございましたが、それが終わってきたということもあって、その分、今回この九州西部の海域においては、そういう基礎的な調査をしていただければ、産卵の時期はそこはしゅんせつ工事を調整するとか、砂利採取の用水を出さないような方式に変えていくとか、調整というのはできると思うんですね。

ですから、ぜひ水産試験場や関係する水域も含めてピンポイントとかを押さえていただけると、調整しやすくなりますので、ぜひお願いできたらと思います。重要な情報ありがとうございます。

○藤井部長

こちらこそ、ありがとうございました。励みになります。

○橋本部長

貴重な情報交換がなされたようですが、他の魚種でも結構ですが。上野委員。

○上野委員

今の関連質問のような環境の関係ですが、水温の関係で最近いろいろ水温も上がって、気温も当然上がったということで、北海道のほうでも米がとれ始めたというような話を聞くんですが、一つはトラフグの産卵場について、今までここが産卵場であるようなというのはわかっておったのですが、水温の変化等によって産卵場が移動するというような兆候というのはないんですか。

それともう一つは、東シナ海の奥のほう、あるいは北朝鮮のところから産卵場があって、あそこから下がってくるというのが、昔よく聞いたんですが、あそこら辺にも産卵場はあるんですね。これは、外国のことでなかなかわかりにくいだろうと思いますけど。

以上です。

○藤井部長

すみません、外国のことは私も十分理解していないのですが、先ほど申しましたように、トラフグはどこでも産卵できるというわけではないので、水温の状況によって産卵場が移動してしま

うと、やはり再生産がうまくいかなくなることにつながると思います。現在、少し見られているのは産卵時期がやはりおくれ気味なのですかね、少し産卵時期が変わってきているというふうな情報もあります。ですから、場所の問題、時期の問題、それからそのときの人間の活動の問題、そのあたりしっかり解き明かしていかなければならないとは考えていますけれども、今のところまだ十分にできてないというところでもあります。

○橋本部長

ありがとうございました。ほかに。

○上野委員

フグだけではなくて魚全体にそういう温度変化による環境というので、随分最近は変わってきているんじゃないんですか。山口県沖でも温帯の魚がとれているとか、いろいろニュース報道されていますので、そこら辺も十分見きわめて資源管理等もやっていただきたいなというふうにご要望しておきます。

○藤井部長

ありがとうございます。

○橋本部長

ありがとうございます。それでは、山川委員。

○山川委員

マチの資源管理方についてですけれども、沖縄県の場合は保護区の設定に当たって、委員会指示を出して禁漁を公的に措置をしているんですけれども、マチ漁は資源成長が非常に遅いということで、今後とも資源回復を推進していく必要があるだろうということで考えているんですけれども、沖縄県の場合は特に台湾との問題、非常に台湾との国境を接しているんで、禁漁区を設定しても暫定的な執行線を引いて、でたらめにあそこで不法操業をしているという状況が、漁業者とのトラブルが絶えないんですけれども、先ほどもガザミの件で資源量、漁獲量も、遊漁や漁協を通さない自主流通があるのでということで把握できないということがあるんですけれども、マチについても資源量とか漁獲量が数字として先ほど説明されたんですけど、こういった不法操業でとることも、一つの数字に反映されるのではないかなと思うんですけども、外国船がとるものまでは把握できないのかなと思っているんですけども、結構そういう不法操業でやる漁獲量も資源や漁獲量に非常に関係してくるのかなと思っているんですけども、それとあわせて、台湾との漁業交渉が近いうち再開するというので、沖縄の新聞にもあったんですけども、その状況が今どうなっているのか、説明をお願いします。

○青沼グループ長

まず台湾との問題というのは特に沖ノ中ノソネの沖というところが、あそこに保護区を設定したにもかかわらず、台湾船がしょっちゅう入ってくるということで、かなり大きな問題にはなっております。なっております、その件に関しましては、水産庁それから沖縄総合事務局などと協力をして、取り締まりといいますか見張りを強化していただくということで、毎年毎年交渉しているところでございます。

ただ、いろいろやっていただいているんですが、ちょっと目を離したすきにまた台湾船が入ってくるというのも現状のようでございます。これに関しては、いろいろと台湾のほうに申し入れをして、やめてくれということを県のほうからも推進してやっていただくということで、今やっているわけでございますが、なかなか現状はうまくいっていないというのが現状です。

さらに、その漁獲量がどれくらいあるかということですが、台湾船の漁獲量がどれくらいあるかとうことは、正直違法でとっているわけですから、違法じゃないですが、認めたくない形でとっているわけですから、その量を把握するというのは僕らには難しいことかなと、わかりません。

○山川委員

それと漁業交渉を近いうちに台湾と民間レベルですということなんですが、それはもう始められているんですか。

○事務局（熊谷）

管理課長の熊谷です。

日台の漁業協議ということですが、実は21年まで16回やったんですけれども、今、領有権の問題、水域の問題が出たので、相当、全く話が合わず決裂しておりましたが、近いうちに協議をしようということでお話をしております、その前の準備会合、本格的な協議を始める前に打ち合わせをしましょうということで、本日、きょう日台の交流協会ですね、日本で言うと交流協会、向こうで言うと亜東協会というのを窓口にしまして、本日、交流協会のほうで、東京にございますが、その中で事前打ち合わせかな、言葉が正確でないといえませんが……予備会合ですね。予備会合を本日行いますということで、昨日交流協会のほうからプレスがされたというふうに伺っております。ただ、具体的な内容については、協議が終わった後にプレスをまたするというところでございまして、まだまだそういった状況でございます。

ただ、実は先般、私も海づくり大会のときに行かせていただきまして、そのときに沖縄の副知事及び県漁連会長から郡司農林水産大臣に対して、協議を進めるに当たっては、沖縄の気持ちというものをしっかり酌んで、中間ラインを基本としたしっかりとした交渉をしてほしいというこ

とを強く申し上げてまして、大臣のほうからもその言葉をしっかり受けとめて対応するとお答えしたということでございます。また、その後、その翌日、本川長官のほうで沖縄県漁連で漁連会長さん、マグロの関係者、それから先島の関係者の方と意見交換をさせていただきました。私も同席させていただきました。

そのときも、やはりそういったこと、それから先ほどございましたような、台湾船が非常に不法操業をするということでの非常に大きな課題、それが先ほどのマチ類の資源に対する問題、そういったこと、非常にいろいろな話をお伺いしました。長官のほうからも、そういったことをしっかり踏まえ、やはりそういった実態を踏まえて、外交交渉とかに臨むというのが一番基本でございますので、そういった現場の気持ち、現場の状況ということをしっかり押さえながら、私どもも対応するというにしたいと思っております。

○山川委員

ありがとうございました。よろしく申し上げます。台湾船の違法操業が頻繁に確認されている中で、その計画性自体が実行性が非常に今また懸念される場所もあるものですから、ぜひよろしく申し上げます。

○橋本部会長

ありがとうございました。ほかに資源状況につきましては、ご質問等ございませんでしょうか。一つだけ、私からお聞きしたいのですが、ガザミについて今漁獲は170トン、200トンというところですが、遊漁の漁獲の話も出てましたけれども、数量的に当業船の漁獲に比べて、どのくらいのボリュームが、はっきりした正確な数字はわからないと思いますけれども、相当この有明海というのは全域でその遊漁漁獲というのがあるものなのかどうかということですね。何か情報があれば教えていただきたい。

○首藤部長

それはなかなか難しいところで、各県で調査を工夫を凝らして、特に熊本県あたりですね、何とかとらえようと努力はしているところです。

○橋本部会長

ありがとうございました。当業船の漁獲に匹敵するぐらいの量とか、そこまではいかないですね。

○首藤部長

何とも、不確かなので答えられません。

○橋本部会長

わかりました。どうもありがとうございます。ほかに資源状況のことについてご質問等がなければ、次の議題に進ませていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、次の2番の議題ですが、広域資源管理の取組状況の説明に移りたいと思います。順番にやっていきたいと思いますが、まず、九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤）

それではお手元の資料2-1-1をごらんください。こちらの九州・山口北西海域におけるトラフグの広域資源管理につきましては、本年3月に開催されました九州西部会において報告させていただきました九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針を、1番、資源の現状、2番、関係漁業種類、3番、資源管理の方向性（目標、期間等）、4番、資源管理措置、5番として関係者による連携を図るための体制、の項目で取りまとめさせていただいております。

まず、資源の現状ですけれども、こちらにつきましては、日本海・東シナ海・瀬戸内海系群トラフグの資源の水準は低位、動向の減少である。2番の関係漁業種類につきましては、フグはえ縄漁業、参加者につきましては、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、広島県の関係漁業者となっております。

資源管理の方向性、目標期間につきましては、資源回復計画期間中の最大推定資源量である平成18年漁期の水準まで回復させることを目標としまして、実施期間は平成24年4月1日から平成26年3月1日までとしまして、必要に応じてここは見直しを行うことにしております。4番の資源管理措置ですが、こちらは資源回復計画の取り組みを継承しておりまして、漁獲努力量の削減措置として休漁期間の設定、全長制限（小型魚の再放流）、操業の承認及び届け出を実施する。、②として、資源の積極的培養措置、③として漁場環境の保全措置を実施することにしております。

休漁期間、全長制限、操業の承認・届け出等の漁獲努力量の削減措置の取り組みにつきましては、実効性を担保するために広域漁業調整委員会の指示の発出をお願いすることとしております。こちらは、本年の3月に日本海・九州西広域漁業調整委員会指示を発出させていただいております。

それから、5番の関係者による連携を図るための体制につきましては、平成24年2月3日に広域資源管理検討会議を関係県、漁業者代表、関係県行政、研究者、水産研究所九州漁業調整事務所を構成員として設置しております。同日、広域資源管理方針を合意いたしまして、現在取り組んでいるところでございます。事務局につきましては、九州漁業調整事務所が行うということに

しております。

資料の3ページ、4ページにつきましては、資源管理措置の中で内容として入っております海域の定義を表と図に示したものを添付しております。

続きまして、お手元の資料2-1-2でございますが、こちらが九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針に基づく平成24年度の取組状況でございます。

まず、広域資源管理方針の実施措置としまして、漁獲努力量の削減措置。昨年度に引き続きまして、①として、対象海域を設定いたしまして、漁法別、漁期別の休漁を実施しております。②として、小型魚保護のため一部海域では20センチ以下ですが、全長25センチ以下の小型魚の再放流を実施しております。③といたしまして、総トン数5トン以上のトラフグはえ縄漁船につきましましては、県ごとに承認隻数の上限を設定いたしまして、広調委の承認、また5トン未満のトラフグはえ縄漁船につきましましては、広調委への届け出を実施しております。

10月末時点のトラフグはえ縄漁業の承認及び届け出数につきましては、2ページ目に、参考1としてこちらのほうに取りまとめてございます。承認隻数につきましては188隻、届け出隻数が93隻、合計で281隻となっております。①と②と③の休漁期間の設定、全長制限、操業の承認及び届け出につきましては、本年3月の日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第29号及び第30号により実効性を担保しております。

(2) 資源の積極的培養措置につきまして、関係県によるトラフグの種苗放流を実施しております。こちらにつきましても、2ページの参考2、真ん中の段ですけれども、平成24年度の種苗放流状況を記載してございます。関係県の合計でこちらは約156万尾の種苗放流を実施しております。また、資源の維持に種苗放流が大きく影響しているということがございますので、適地への放流、適正なサイズでの放流、健全な種苗放流を行うことによりまして、引き続き種苗放流の効率化を図り、資源の回復を進めることとしております。関係漁業者、関係県の皆様におかれましては、大変なご努力をいただいているところでございます。

また、1ページの漁場環境の保全措置の取り組みでございますが、長崎県及び佐賀県におきましては成育場の環境改善としまして、海底耕うんを実施しております。また、山口県、福岡県、長崎県の3県におきましては、投棄漁具等を回収する海底清掃を実施しております。

次の2のその他の①としまして、トラフグ親魚の標識放流を山口県が雌の親魚の生態を把握するために、標識放流を実施しております。②としまして、瀬戸内海水産研究所が作成いたしました関係県によるトラフグの外海産漁獲量を載せております。

3ページ、4ページにつきましては、漁獲努力量の削減措置でご説明しました対象海域の定義

を表と図で示したものでございます。

5 ページ目につきまして、今年度の現時点までの広域資源管理検討会議及び漁業者協議会等の開催実績を一覧表に整理しております。

取組状況につきましては以上でございます。

引き続きちょっと長くなりますが、お手持ちの資料 2-1-3 をご覧ください。こちらは、昨年度平成23年度漁期のトラフグはえ縄漁業の操業実績報告書を取りまとめたものでございます。操業実績報告につきましては、資源状況を把握するためのもので、広調委指示により漁獲成績報告書の提出を義務づけられているものです。

まず、1 ページ目に承認、届け出隻数と実際に操業に出漁した漁船の隻数を県別、トン数別に集計しております。時間の関係もありますので、上の表の一番下の計の欄、右端を見ていただければと思いますが、承認及び届け出隻数が合計304隻ありましたが、操業実績があったものは152隻となっております。2 ページ目でございますが、こちらは県別、銘柄別、トン数階層別の漁獲尾数を一覧にしたものであります。一番下の欄の真ん中になりますけれども、こちらは合計で6万6,219尾となっております。3 ページ目でございますが、こちらは2 ページの数値を県別、月別に表にしたものです。4 ページにつきましては、平成18年度からの漁獲尾数を月別に対比したものになっております。関係漁業者の皆様には、非常にご苦労いただきまして、委員会指示に基づく漁獲成績報告書を提出していただいているところでございます。

以上でございます。

○橋本部長

ありがとうございました。こちらの資源管理の説明については、1 つずつご質問、ご意見等をお受けしたいと思いますが、何かございますでしょうか。トラフグにつきまして。

よろしいですか。先ほど資源の説明のときに、資源管理にも関したご質問等もございましたので。

清野委員、どうぞ。

○清野委員

先ほどと若干重複しますが、行政でこれだけ九州・山口の関係の行政と漁業者の会、検討会議ができていますので、こういう広域的な行政連携機関をもってすれば、先ほどの特に航路しゅんせつと砂利採取の箇所と時期の調整というのは、個別の団体とかがやるよりも、そういう検討会議からの要請ということで他部局に要請しやすくなると思います。ですから、九調さんの仕事をふやして申しわけないんですけども、これだけいろいろ調べられたデータをもとに、こういうこ

とに注意されたしということ、提言というか、指示というか、行政的にも要請とかあると思いますけれども、情報を出していただくと気をつけることはできると思います。

つまり、ノリとの関係はご存じのように、ノリの栽培の期間というのは、そういった濁水が出る事業を制限するようというので、連携というのとれておりますので、それに準じた措置を行政的にもとっていただくというのをお願いできればと思います。

○橋本部長

ありがとうございました。ほかにまずトラフグについての広域資源管理の取り組みについて、何かコメントはございますでしょうか。

それでは、次の南西諸島海域マチ類広域資源管理の取組状況について、担当の事務局から説明をお願いします。よろしくお願いします。

○事務局（藤尾）

九州漁業調整事務所で資源管理係長をしています藤尾と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2-2-1をごらんください。南西諸島海域におけるマチ類の広域資源管理についてでございます。本年3月の第21回九州西部会で報告いたしましたマチ類広域資源管理方針を先ほどのトラフグと同様の項目で取りまとめております。まず、1の資源状況につきましては、先ほど青沼グループ長のほうからご説明いただきましたので、省略させていただきます。2の関係漁業種類でございますが、底魚一本釣漁業、底立はえ縄漁業で漁獲しております、参加者は沖縄県、鹿児島県、熊本県の関係漁業者でございます。3の資源管理の方向性でございますが、資源量の維持・回復を図ることを目標とし、実施期間は本年4月1日から平成26年3月31日までとして、内容につきましては、必要に応じて見直しを行うこととしております。

4資源管理措置につきましては、漁獲努力量の削減措置といたしまして、資源回復計画時代の取り組み内容をそのまま継承しております、①保護区の設定として、鹿児島県に17区、沖縄県に5区の周年または期間保護区を設定しております。②の小型魚の保護といたしまして、鹿児島海域における小型のハマダイが漁獲された場合の漁場移動、沖縄海域において尾叉長30センチ未満のハマダイ、20センチ未満のアオダイ、ヒメダイ及びオオヒメがとれた場合、漁場を移動あるいは漁具の設定水深を変更することとなっております。③のその他といたしまして、鹿児島海域の保護区内では漁獲可能な時期でもハマダイの専獲を抑制することとしております。また、漁獲努力量の削減措置の取り組みにつきましては、実効性を担保するために必要に応じて漁業調整委員会指示の発出をしております。

5関係者による連携を図るための体制でございますが、本年1月31日に南西諸島海域マチ類

広域資源管理検討会議を設置いたしまして、同日にマチ類広域資源管理方針を合意いたしました。本検討会議の役割につきましては、先ほど説明しましたトラフグと同様の内容となっております。

ページを開いていただきまして、3ページ目でございます。1ページ目の4の資源管理措置の①で説明しました保護区の場所と名称及び保護期間を海区と一覧表にしたものでございます。

続きまして、資料2-2-2をごらんください。南西諸島海域マチ類広域資源管理方針に基づく平成24年度の実施状況でございます。

まず、1の広域資源管理方針の実施措置、表の中なんですけれども、(1)の鹿児島県の漁獲努力量の削減措置でございます。①といたしまして、保護区の設定といたしまして、周年保護区を4区、期間保護区を13区の計17区を設けております。②といたしまして小型魚の保護。小型のハマダイの保護のため小型が漁獲された場合には、漁場移動を実施しております。③その他といたしまして、ハマダイについては漁獲可能時期において専獲を抑えることとしております。

次に(2)沖縄県についてですが、①で保護区の設定をしております。周年保護区を1区、期間保護区を4区の計5区を設け、マチ類の保護を実施しております。また、小型魚保護といたしまして、②のとおり小型魚の保護のため尾叉長30センチ未満のハマダイ、20センチ未満のアオダイ、ヒメダイ、オオヒメがとれた場合には漁場移動あるいは釣り針の水深の変更を実施しております。なお、沖縄県におかれましては、③のとおり保護区の実効性を担保するために沖縄海区漁業調整委員会指示の発出していただいております。④のその他といたしまして、この後ご説明いたします議題3において、産卵親魚保護のため、沖ノ中ノソネの保護期間の変更をしております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。先ほど説明いたしました鹿児島県17カ所、沖縄県5カ所の計22カ所の保護区を図面に落とし込んだものでございます。資料2-2-1の3ページ目、先ほど説明した資料と同様の内容の図となっております。

続きまして3ページ目でございます。3ページ目には沖縄海区漁業調整委員会指示を添付しております。1枚めくっていただきまして、4ページ目から5ページ目にかけて、今年4月から現在までに実施されました広域資源管理検討会議及び漁業者協議会の開催実績を一覧表に取りまとめております。

6ページ目以降でございますが、鹿児島県と沖縄県の研究機関の調査結果の概要を取りまとめております。まず、(1)鹿児島海域について、①の標識放流調査でございます。採捕魚に標識(タグ)を装着しまして、それを放流して、その後標識魚を再捕することによりマチ類の移動回遊生態を把握する調査を実施しております。これまでのところ、図1及び表1のとおり放流地点周辺での再捕例が多いが、遠隔地での再捕も見られる。図1の黒丸が放流した場所とその近くで

再捕されたマチ類の位置関係を示しております、青丸が黒丸で放流したアオダイが青丸のところまで移動して、再捕され、オレンジが黒丸で放流されたオオヒメがオレンジのところまで移動して再捕されたという図になっております。

続きまして、6 ページ目の下段の保護区につきまして漁獲サイズの増減について、平成16年（一部17・18年）と平成22年、23年における市場測定調査の平均漁獲サイズを比較したところ、表2のとおりとなっております、13事例中9例で平均サイズの増加が確認されました。

1枚めくっていただきまして、7 ページ目の③周年保護区漁獲調査についてですが、オジカ瀬は、ハマダイの1回操業当たり漁獲尾数が年々増加し、平均尾叉長も徐々に大きくなっております。いずれの保護区も、周辺海域における漁獲動向を含め、長期的視点で効果を把握していく必要がございます。

次に1枚めくっていただきまして、8 ページ目の沖縄海域の北タイキウソネ保護区における効果調査の概要でございます。図2は2006年から2011年に底立はえ縄で漁獲した操業1回当たりの釣獲個体数及び重量の平均の結果でございます。ハマダイは保護区が周年禁漁であった2009年までは、増加する傾向が認められておりますが、一部漁獲解禁となった2010年以降では低い数値を示しております。

9 ページ目の図3はハマダイの尾叉長組成の調査結果でございます。2006年から2009年は、2006年の尾叉長モードは年を追うごとに尾叉長の増大が見られたが、2010年以降では、これらの推移は不明瞭となっております。北タイキウソネ保護区における4年半の禁漁により、ハマダイでは個体数やサイズの増大など一定の保護効果が認められましたが、2010年以降の顕著な減少は、一部解禁に伴う漁獲の影響に起因すると判断されております。

以上が、鹿児島県と沖縄県の研究機関の調査概要でございます。

以上です。

○橋本部長

ありがとうございました。マチ類の広域資源管理についての説明、紹介等がございました。今の説明につきましてご質問等ございますでしょうか。

清野委員。

○清野委員

今ご説明のありました保護区の設定と解禁した後の状況のデータなんですけれども、これは非常に重要なデータというか、要するに保護区を解除するとどんなことになっちゃうかを示されたものとしても、貴重なものと思います。

先ほどのご説明にもあったんですが、今後やっぱりこういう場をある程度安定するまで保護をかけておくということも必要だと思いますので、この貴重なデータをもとにちょっと今後再設定するだとか、ほかの保護区の管理を見直すということもご検討いただけたらと思います。

あと、水産庁さんのほうに伺いたいんですけど、この保護区の情報についてどこにどういう設定がなされているというのは、ウェブサイトとかに載っているのかとか、特に国境線を接するものに関しては、きちんと英語とか、あるいはほかの国の言語も含めて、日本がこれだけ努力しているというのは、アクセス可能な情報にしたほうがいいと思うんですけども、そのあたりの、非公開ではない情報だと思いますので、そのあたり教えてください。

○事務局（佐藤）

設定につきましては、漁業者の経営等ございますので、そこはまた関係漁業者を含めた広域資源管理検討会議の中で引き続き検討してまいりたいと思っております。それから、外国語への翻訳関係ですけれども、多分直してないと思います。また、広調委の資料として公表しておりますので、水産庁のホームページにアップしてございます。

○橋本部会長

清野委員。

○清野委員

海洋の保護に関しての情報というのは、別に漁業ができないというところのほうは逆に少なく、きちんと違法操業を取り締まるだとか、それから漁業者が努力しているという情報はウェブサイトでも英語で見えるようになっていきますし、国連の関係機関のところも世界の保護区というような場所だとか、エリアとかを地図上に示したようなものがございます。それで、特に北アフリカのそういった漁場の激しい乱獲の問題とかがあって、国際的にも食べる側のヨーロッパの人とかも含めて、きちんとそういうものを守らない船の写真を掲載するとか、結構、もうちょっと世界の市民を含めての違法操業と保護区の管理については、関心が高まっているところです。

ですから、水産庁さんもいろいろなことがあって、保護区のことというのは今までは対外的に割と及び腰だったと思いますが、きょう聞いていて、身内の漁業者の方とか水産関係者にすごい努力をいただいている分、もっともっと外に対しても、国内のほかの産業とか、外国についても見えるようお願いと発信をして、それからいろんな人がウェブサイトでもこんなに漁業者の皆さんが努力されているんだというのを、見えるように、そして資料の奥のほうに入っているのではなくて、資源管理の部屋の中に、これだけ漁業者は努力されていますというのを、別のわかりやすい形で出していただくといいんじゃないかなと思います。すごい血のにじむような努力と

というようなお話がきのうありましたけれども、そういうのももっとぜひ公開していただけたらと思います。

○橋本部長

ありがとうございました。私も何度か自分で水産庁の資源管理の部屋の広域漁調委のウェブサイトや何かを見させていただきますが、なかなか目的の資料にたどり着くのに、5段階ぐらい深くなったりしますけれども、なかなかああいう公的な一番大きい農林水産省から水産庁のウェブサイトというのは、なかなかそれ自身の構成を変えるのは難しいかもしれませんが、例えば九調独自のホームページで工夫されるとかですね、何かできるようなことがあれば今後もそういう工夫を重ねていって、清野委員が言われるような、毎回国際的な関係、それから一般の人たちに対する発信ということで、漁業者が努力されている、関係機関が努力されていることを、一般の人にも目に触れるような機会、なかなか外国語に全部データを訳してというのは難しいかもしれませんが、とりあえず一般にも発信できるような工夫、ウェブサイトが難しければ、まず最初にプレスみたいなものも活用したり、専門誌みたいなものも活用したりして、そういうのが一般の人たちにも知れ渡るような工夫が今後も検討されていていただけたらと、またそういうのは広域資源管理検討会議の中でも、そういう話題を検討してもらえればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、すみません、時間の関係もごございますので、次にガザミの広域資源管理の取組状況について事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局（佐藤）

有明海におけるガザミの広域資源管理でございます。資料2-3-1でございます。有明海におけるガザミの広域資源管理につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたトラフグ、マチ類と同様の項目で本年3月に開催された九州西部会で報告いたしました有明海ガザミ広域資源管理方針を取りまとめてございます。

時間の関係もごございますので、1番と2番の説明を省略させていただきまして、3番の資源管理の方向性の目標、期間等でございますが、目標は、資源の減少傾向を抑制し、現状の資源水準を維持・回復を図ることとしまして、実施期間は、平成24年4月1日から27年3月31日までとしまして、必要に応じて見直しを行うこととしております。

次に、資源管理措置でございますが、こちらにつきましては、資源回復計画のもとで取り組んだ実施措置をそのまま継承しております。抱卵ガザミ（黒デコ）の保護、小型ガザミの再放流、採捕禁止の設定、資源の積極的培養措置、漁場環境の保全でございます。採捕禁止期間の設定に

よる漁獲努力量の削減措置の取り組みにつきましては、実効性を担保するために、こちらも日本海・九州西広域漁業調整委員会指示の発出をお願いすることとしております。

5番の関係者による連携を図るための体制でございますが、本年2月1日に有明海ガザミ広域資源管理検討会議を設置しまして、同日に広域資源管理方針を合意しております。本検討会議の役割等については、トラフグ、マチ類と同様でございます。

それでは、資料2-3-2をご覧ください。こちらは、有明海ガザミ広域資源管理方針に基づく平成24年度の取組状況でございます。漁獲努力量の削減措置としまして、①として、産卵機会を確保するため採捕された黒デコと言われる抱卵ガザミの再放流等を行うことによりまして、産卵機会の確保を実施しております。②として、小型ガザミを保護するため採捕されたガザミのうち全甲幅長12センチ以下の小型ガザミを再放流することに保護を実施しております。③ですが、日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示第31号に基づきまして、ことしの6月1日から6月15日までの間、たも網そのほかのすくい網によるガザミの採捕を禁止しまして、抱卵ガザミの保護を行っております。

有明海において、たも網そのほかのすくい網によるガザミの採捕を禁止措置につきましては、平成22年度から遊漁者も規制対象となっておりますので、(4)のその他に記載してありますとおり、遊漁者、関係漁業者に対しても事前の周知を行っております。採捕禁止期間中におきましては、関係県の協力を得ながら、指導、取り締まりを実施しております。今後とも、関係県の協力を得ながら周知徹底を図り、指示内容が守られるよう指導、取り締まりを行っていきたいと考えております。

それから、(2)資源の積極的培養措置といたしまして、関係県によるガザミの種苗放流を実施しております。こちらは、下に参考として平成24年度の種苗放流の状況を記載しております。関係県で合計約485万尾の種苗放流を実施しております。

(3)の漁場環境の保全措置としまして、長崎県におきまして漁場環境改善を目的とした海底耕うん、福岡県においては覆砂を実施しております。

2ページ目につきましては、広域資源管理検討会議及び漁業者協議会等の開催実績を一覧表に整理しております。

以上でございます。

○橋本部会長

ありがとうございました。有明海ガザミの広域資源管理の取組状況についての概要説明でございました。何かご質問等ございますでしょうか。

清野委員。

○清野委員

今資料の2-3-2で漁場環境の保護ということで、福岡県の覆砂事業の話がございました。この砂はどこから持ってきているのでしょうか。

○橋本部長

九調のほうでわかりますでしょうか。

○事務局（佐藤）

その年によって、変わっているかもしれませんので、再度確認して後日ご報告します。

○清野委員

年によって違うとは思いますが、割と有明海は特別措置法で予算がついていることもあって、手厚くしていただいているんだと思うんですが、手近なところから覆砂に適した砂をとるということは、先ほどのトラフグの産卵場の砂をとるという場合もあるんですね。ですから、九州全体で海底も含めてどの時期にどういうふうに水産の増養殖のためのとか、漁場改善のための事業をするかという、もうちょっと綿密な計画を今後立てていただく必要があるんじゃないかなと思います。

個別の事業は個別に予算がついてくるので、覆砂事業にお金がついたら手近なところからいい砂をとっちゃうと、相手の漁場を壊しちゃうことになると、全体としてやはり九州の漁業の生産性が下がりますので、そのあたり情報収集などお願いしたいと思います。

何度も言いますが、もう水産の内部だけでやる時代ではなくて、本当にいろんな部局にこういう協議会から情報提供とか、力要請とかをしていかないと、九州の沿岸に人がいなくなっちゃうくらい今、漁業資源が逼迫していますので、それはもう九州全体でかなり切迫した状況だという理解は進んできておりますので、以前よりかは水産側からの要請というのは、地域振興とか、国境警備とか、そういう点でも意見が前よりも通りやすくなると思いますので、ぜひそのあたりよろしくをお願いします。

○橋本部長

ありがとうございました。清野委員からのご示唆を含めて、九調の中ではほかのトラフグのほうにも配慮が当然及ぶと思いますけれども、水産以外の部局にも配慮するようなことを検討会議の中でも心していただけたらというふうに思います。

それでは、ガザミについてほかにございませんでしょうか。

それでは、時間も進んでおりますが、最後の議題でございしますが、議題3の南西諸島海域マチ

類広域資源管理方針の変更、若干の変更ということがあるようですが、それにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（藤尾）

ご説明いたします。

資料3-1をごらんください。南西諸島海域マチ類広域資源管理方針の変更でございます。資料で先ほど説明した2-2-1を開いていただきたいんですが、資料2-2-1の3ページ目でございます。海域図とその下に①から⑳番の番号の書いた表があると思うんですけども、表の中の一番左の端の下側に㉑番という番号があると思うんですが、ここの沖ノ中ノソネ保護区の保護期間を、現状の11月から3月を、3月から7月に変更いたしました。

また、資料3-1に戻っていただきたいのですが、変更の趣旨でございます。現行の沖ノ中ノソネの保護区につきましては、11月から3月としておりましたが、マチ類の産卵最盛期は5月から8月であり、時期がずれておりました、今回産卵親魚の保護を図り、マチ類の持続的利用を推進するために、本年の1月から関係漁業者等で協議を重ねてまいりました。より効果的な資源管理が実施できるよう3月から7月に保護期間を変更することを、本年9月4日に開催しましたマチ類広域資源管理検討会議で合意に至りましたので、同日付で資源管理方針を変更いたしまして、下の新旧対照表に書いてあるとおり、4の広域資源管理のために講じる措置の中の表の4の保護区番号㉑番の一番右側の保護期間を変更しております。

なお、この保護期間の変更につきましては、11月1日から効力を発生させるということになっております。現在、11月末でございますので、既に新しい広域資源管理方針のもと、資源管理に取り組んでいる状況でございます。

また、この沖ノ中ノソネの保護区につきましては、10月に開催されました沖縄県海区漁業調整委員会で委員会指示の変更もあわせて行われて、新しい保護期間で指示が発出されているところでございます。

改正の内容は以上でございます。

資料3-2でございますが、これは新しい広域資源管理方針の変更箇所を反映した溶け込み版です。具体的には、11ページの図13の一番左下の沖ノ中ノソネの期間の部分と、12ページの表4の㉑番のところの一番右の保護期間の変更が行われております。

説明は以上でございます。

○橋本部会長

ありがとうございました。マチ類につきまして、若干、ある一つの保護区についての保護期間

の変更、実際には9月4日に一部変更され、効力としては11月1日からすでに発生しているというご報告でございました。これは、広域のこの部会として了承するという話ではなくて、ご報告いただいたということですのでよろしいですね。よろしいですか。

よろしければ、次に最後の議題4のその他についてでございますが、委員の皆様方から何か特段のことがございますでしょうか。

もしなければ、事務局から次の部会の開催予定等につきましてご説明願います。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤）

それでは次回の部会につきましては、今後緊急の開催予定がなければ、例年どおり、来年の2月か3月ごろに開催をしたいと考えております。次回部会の開催日時、場所等につきましては、改めて事務局より委員の皆様にご連絡をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○橋本部部长

ありがとうございます。それでは、ちょっと予定の時間を多少過ぎたようですが、本日の部会はこれで閉会したいと思います。委員各位、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行、積極的なご意見、発言等ありがとうございました。

なお、冒頭にお願いしました議事録の署名人につきましては、大久保委員と川越委員、お二人方に後日事務局から議事録が送付されるというふうに思いますので、署名をよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして日本海・九州西広域漁業調整委員会第22回九州西部会を閉会とさせていただきますと思います。どうもご審議のご協力をありがとうございました。

閉 会